

大学等進学サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、大学等（専門学校及び外国大学日本校を含む。）に進学を希望する低所得世帯の高等学校等の生徒（以下「高校生等」という。）の経済的負担軽減と安心して学業に専念できる環境を確保するため、大学等の受験、進学又は合格後に進学先から出席要請を受けた行事への参加に要する渡航費用を支援することを目的とし、この要綱に定めるところにより実施するものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「高等学校等」とは、高等学校等修学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。

2 この要綱における「高校生等」とは、前号に規定する「高等学校等」の生徒及び高等学校卒業程度認定試験を合格した者で18歳に達した日以後の最初の3月31日の間にある者をいう。

3 この要綱における「外国大学日本校」とは、学校教育法施行規則第155条第1項第4号で規定する教育施設であつて、文部科学省が別に指定したものをいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の要件を満たす高校生等とする。

(1) 支援対象年度に、以下のいずれかに現住所を有していること。

ア 沖縄県外大学等の進学に係る渡航費用支援 沖縄県

イ 沖縄本島大学等の進学に係る渡航費用支援 沖縄県内離島

(2) 大学等への進学に意欲を有していること。

(3) 支援対象年度に、以下のいずれかに該当すること。

ア 親等が児童扶養手当を受給していること。

イ 親等が所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯であること。

ウ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所している子どもであること。

2 前項の規定にかかわらず、公的機関が実施する本事業以外の大学等の進学に係る渡航費用支援事業の支援対象となっている者については、本事業の支援対象としない。

(実施内容)

第4条 本事業の対象経費は、沖縄県を起点とした県外大学等若しくは沖縄県内離島を起点とした本島大学等への受験、進学又は合格後に進学先から出席要請を受けた行事への参加に要する渡航費用のうち、航空賃、船賃、新幹線料金（運賃及び特急料金）、宿泊費及び旅行雑費（バスや電車等費用）とする。

2 前項に規定する渡航費用のうち、航空賃、船賃、新幹線料金及び宿泊費は実費精算とする。

3 第1項に規定する旅行雑費として1日につき1,000円を支給する。

但し、1乗車1,000円以上となる長距離のバスや特急列車等（以下、「乗車賃」という。）については、申請があれば実費精算とする。

なお、乗車賃を請求した場合は、その乗車した日の旅行雑費は 500 円とする。

4 上限額は次の各号の定めるところによる。

- (1) 沖縄県を起点とする県外への渡航は合計して一人あたり 100,000 円とする。
- (2) 離島を起点とする本島への渡航は合計して一人あたり 50,000 円とする。
- (3) 前二号の規定にかかわらず、離島在住者が県外及び本島へ渡航する場合は合計して一人あたり 100,000 円とする。

(実施主体)

第 5 条 この事業は、沖縄こどもの未来県民会議（以下「県民会議」という。）が実施する。

(支援の申請)

第 6 条 本事業による支援を希望する者（以下「支援希望者」という。）は支援申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、県民会議に提出するものとする。

- (1) 高校生等であることを証明する書類又は高校卒業等認定試験合格者であることを証明する書類
- (2) 住民票謄本原本
- (3) 親等の所得課税証明書
- (4) 支援対象となる高校生等が第 3 条第 1 項第 3 号に該当することを証明する書類

(支援の決定)

第 7 条 沖縄こどもの未来県民会議会長（以下「会長」という。）は、前条の規定に基づき支援希望者から申請書が提出された場合は、当該内容を審査のうえ支援対象者を決定するものとする。

2 県民会議は、前項の規定に基づき支援対象者を決定又は不承認とした場合は、当該支援希望者に支援選定結果通知書（様式第 2 号）を送付する。

3 会長は前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

4 支援選定結果通知の交付を受けた後、諸事情により本事業の支援を辞退する場合は、県民会議へ報告し、辞退届（様式第 3 号）を提出するものとする。

(支援内容の変更)

第 8 条 前条第 2 項の決定を受けた支援希望者（以下、「支援決定者」という。）は、諸事情により本事業の支援内容を変更する場合、県民会議へ報告し、変更届（様式第 4 号）を提出するものとする。

2 会長は、前項の規定に基づき支援決定者から変更届が提出された場合は、当該内容を審査のうえ承認又は不承認を決定するものとする。

3 県民会議は、前項の規定に基づき支援変更を承認又は不承認とした場合は、当該支援決定者に支援内容変更承認書（様式第 5 号）を送付する。

(費用の請求)

第 9 条 支援決定者又は前条第 2 項の変更承認を受けた者（以下、「支援変更承認者」という。）は、渡航費用請求書（様式第 6 号）に、県外大学等若しくは本島大学等の受験又は進学を証明する書類及び渡航の際に支払った費用の領収書を添付し、翌年 4 月 10 日までに県民会議に提出するものとする。

なお、合格後に進学先から出席要請を受けた行事への参加に係る渡航費用を請求す

る場合は、出席必須行事及び旅費不支給証明（様式第7号）を併せて提出するものとする。

（費用の支払）

第10条 県民会議は、前条の規定に基づき支援決定者及び支援変更承認者から請求書の提出を受けて、内容を精査し、不備がないと認めた場合は、速やかに支援決定者へ渡航費用を支払うものとする。

（支援の取消）

第11条 第9条に規定する請求において、虚偽の報告を行った者は、決定を取消し、渡航費用の一部又は全部の返還を求めるものとする。

（助成事業の実施期間）

第12条 助成事業の実施期間は、県民会議設置要綱第9条に規定する会計年度とする。

（給付対象人数）

第13条 支援対象人数は、毎年度の予算の範囲内で決定する。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、会長が定めることとする。

附則

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年8月6日から施行する。